

〔別紙〕
様式1

事業報告書

(自 令和3年11月1日 至 令和4年9月14日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人吉田整形外科クリニック

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷8番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成16年9月2日

(4) 設立登記年月日 平成16年9月14日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	吉田 伍一	吉田整形外科クリニックの管理者
理事	吉田美奈子	
同	吉田ツタエ	
同	吉田 悠哉	
監事	吉田 将輝	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	吉田整形外科クリニック	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷 8番地	無床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和3年12月11日 令和2年度(第18期)事業報告及び報告書類承認を求める件
 令和4年6月5日 解散及び解散許可申請の件
 清算人選任の件
 残余財産処分の件

様式 3 - 4

法人名 医療法人 吉田整形外科クリニック
所在地 長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷8番地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(令和4年9月14日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	21,856	I 流動負債	4,533
II 固定資産	48,245	II 固定負債	0
1 有形固定資産	6,200	負債合計	4,533
2 無形固定資産	123	純資産の部	
3 その他の資産	41,922	科 目	金 額
		I 資本金	9,500
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	56,068
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	65,568
資産合計	70,101	負債・純資産合計	70,101

法人名 医療法人 吉田整形外科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷8番地

損 益 計 算 書
(自 令3年11月1日 至 令和4年9月14日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	9
2 事業費用	21,010
本来業務事業損失	21,001
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
付帯業務事業利益	0
事業損失	21,001
II 事業外収益	4,760
III 事業外費用	
經常損失	16,241
IV 特別利益	
V 特別損失	0
税引前当期純損失	16,241
法人税等	60
当期純損失	16,301

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 吉田整形外科クリニック
 所在地 長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷8番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和4年9月14日現在)

1. 資 産 額 70,101 千円
 2. 負 債 額 4,533 千円
 3. 純 資 産 額 65,568 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	21,856
B 固 定 資 産	48,245
C 資 産 合 計 (A + B)	70,101
D 負 債 合 計	4,533
E 純 資 産 (C - D)	65,568

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人 吉田整形外科クリニック

理事長 吉田 伍一 殿

私は、医療法人 吉田整形外科クリニック の令和3年度（令和3年11月1日から令和4年9月14日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 11月 12日

医療法人 吉田整形外科クリニック

監事 吉田 将輝